明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

七三〇九・〇〇―七三二五・一九	ＣＴＨ
七三二五・二〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七三二五・八一―七三二九・九〇	ＣＴＨ
七三三〇・一〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七三三〇・二〇―七三三六・九〇	ＣＴＨ

第七四類　銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇二	ＣＴＨ
七四・〇三	ＣＴＳＨ
七四・〇四―七四・一九	ＣＴＨ

第七五類　ニッケル及びその製品

七五・〇一―七五・〇四	ＣＴＳＨ
七五・〇五―七五・〇八	ＣＴＨ

第七六類　アルミニウム及びその製品

七六・〇一	ＣＴＳＨ
七六・〇二―七六・〇六	ＣＴＨ及びＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＣＴＨ及びＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七六・〇七	ＣＴＨ（第七六・〇六項の材料からの変更を除く。）
七六〇八・一〇―七六一六・九一	ＣＴＨ及びＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＣＴＨ及びＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七六二六・九九	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第七八類　鉛及びその製品

七八〇一・一〇	ＣＴＳＨ
七八〇一・九一―七八〇一・九九	ＣＴＨ（第七八・〇二項の材料からの変更を除く。）
七八・〇二―七八・〇四	ＣＴＨ
七八・〇六	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第七九類　亜鉛及びその製品

七九・〇一―七九・〇七	ＣＴＨ

第八〇類　すず及びその製品

八〇・〇一―八〇・〇七	ＣＴＨ

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一・〇一―八一・一三	ＣＴＳＨ又は全ての項の非原産材料からの精製、製錬若しくは熱による金属形成による生産

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇―八二〇五・七〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
八二〇五・九〇	ＣＴＨ。ただし、第八二・〇五項の非原産である工具は、その総額がセットのＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。
八二・〇六	ＣＴＨ（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、これらの項の非原産である工具は、その総額がセットのＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、当該セットに組み込むことができる。
八二・〇七―八二・一五	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第八三類　各種の卑金属製品

八三・〇一―八三・一一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四・〇一―八四・〇六	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
八四・〇七―八四・〇八（注）	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ） 注　第八四・〇七項及び第八四・〇八項の産品については、付録三―Ｂ―1も参照すること。